

資料1

平成 21 年度障害福祉サービス報酬単価改定の概要

I. 基本的な考え方

平成 21 年 4 月の障害福祉費用(いわゆる報酬)の額の改定については、プラス 5.1% の改定を行うこととし、新体系事業、旧法施設及び障害児施設について、次の基本的な視点に立った改定を行う。

(1) 良質な人材の確保

障害福祉サービスにおける福祉・介護人材の確保が困難である現状を改善し、質の高いサービスを安定的に提供するためには、福祉・介護人材の処遇改善を進めることが必要であり、専門性のある人材の評価を高めること等を通じて、良質な人材の確保を推進する。

(2) サービス提供事業者の経営基盤の安定

(略)

(3) サービスの質の向上

重度者への対応を含め、各サービスの目的・機能に即した良質なサービスの提供を促進することが重要であり、障害特性へのきめ細かな配慮や医療的なケアへの対応など、障害福祉サービスの質の向上を図る。

(4) 地域生活の基盤の充実

(略)

(5) 中山間地域等への配慮

いわゆる中山間地域等においては、規模の拡大を図ることが困難である等の事情により厳しい経営環境にあることから、小規模事業所によるサービスの提供や中山間地域等に居住している者に対する訪問系サービスの提供を評価することにより、地域におけるサービス提供体制の確保を図る。

(6) 新体系への移行の促進

(略)

Ⅱ. 各サービスの報酬・基準見直しの概要

1. 新体系事業（障害者自立支援法関係）

（1）共通的事項

ア. 特定事業所加算など

（ア）特定事業所加算

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護及び行動援護）に関しては、

- ①サービス提供体制の整備（研修の計画的実施等）
- ②良質な人材の確保（介護福祉士の割合が30%以上又は常勤職員によるサービス提供時間の割合が40%以上等）
- ③重度障害者への対応（障害程度区分5以上の利用者の割合が30%（居宅介護の場合）以上）

に取り組む事業所により提供されるサービスについて評価を行う。

特定事業所加算（Ⅰ）	（①～③の全てに適合）	所定単位数の20%を加算
特定事業所加算（Ⅱ）	（①及び②に適合）	所定単位数の10%を加算
特定事業所加算（Ⅲ）	（①及び③に適合）	所定単位数の10%を加算

（イ）福祉専門職配置等加算

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、療養介護、生活介護、児童デイサービス、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助において、

- ①社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所
- ②常勤職員の割合が75%以上の事業所又は勤続年数が3年以上の常勤職員が30%以上の事業所

が提供するサービスについて評価を行う。

福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	（①に適合）	日中活動系	10単位/日
		居住系	7単位/日
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	（②に適合）	日中活動系	6単位/日
		居住系	4単位/日

※（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを算定可能とする。

イ. 欠席時対応加算

生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援について、サービス利用を予定していた日に急病等によりその利用の中止があった場合に、事業者において既にサービス提供体制を整えていること等に着目し、利用中止（欠席）時

に行うフォローアップについて評価を行う。

欠席時対応加算 94単位（1月につき4回まで）

ウ. 医療連携体制加算

指定基準上看護職員の配置を要しない児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助において、医療的なケアを要する者に対し、医療機関との契約に基づく連携により当該医療機関から看護職員の訪問を受けて提供される看護について評価を行う。

医療連携体制加算 500単位/日（利用者1人）
250単位/日（利用者2人以上）

(2) 居宅介護

ア. 報酬単価の見直し

身体介護については、サービスの効果的な実施を推進する観点から、短時間の訪問について評価を行う。家事援助については、経営実態調査の結果を踏まえた基本報酬の見直しを行う。

身体介護（30分未満）	230単位/回	→	254単位/回
家事援助（30分未満）	80単位/回	→	105単位/回
（1時間未満）	150単位/回	→	197単位/回
（1時間30分未満）	225単位/回	→	276単位/回

イ. 特別地域加算

中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスについて評価を行う。

特別地域加算 所定単位数の15%を加算

ウ. 初回加算、緊急時対応加算

サービス提供責任者において特に労力を要する初回時及び緊急時の対応について評価を行う。

初回加算 200単位/月
緊急時対応加算 1回につき100単位（月2回まで）

(3) 重度訪問介護

ア. 報酬単価の見直しなど

基本報酬について、経営実態調査の結果を踏まえた単価の見直しを行うとともに、サービス提供時間に即した給付とするために利用時間の区分の細分化を行う。

(1 時間未満) 160 単位/回 → 183 単位/回

(1 時間 30 分未満) (新 設) → 274 単位/回

(2 時間未満) 320 単位/回 → 365 単位/回

1 時間増すごとに 143~152 単位 → 30 分増すごとに 81~86 単位

イ. 各種加算

2 人の従業者による移動介護について評価を行うとともに、居宅介護と同様に、特別地域加算、初回加算、緊急時対応加算を設ける。

(4) 児童デイサービス

ア. 報酬単価の見直しなど

基本報酬について、経営実態調査の結果を踏まえ、他の日中活動系サービスと同様に利用率を勘案した見直しを行う。併せて、児童デイサービス費(Ⅱ)について、その算定を引き続き可能とした上で、サービス管理責任者の配置を基本報酬において評価する。

児童デイサービス費(Ⅰ)(1日当り)

平均利用者 1 日 10 人以下	754 単位	→	定員 10 人以下	828 単位
11~20 人	508 単位	→	11~20 人	558 単位
21 人以上	396 単位	→	21 人以上	435 単位

児童デイサービス費(Ⅱ)(1日当り)

平均利用者 1 日 10 人以下	407 単位	→	定員 10 人以下	689 単位
11~20 人	283 単位	→	11~20 人	465 単位
21 人以上	231 単位	→	21 人以上	349 単位

イ. 指導員加配加算

常時見守りが必要な障害児の支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導などを行うための指導員を、基準を超えて配置する事業所によるサービスについて評価を行う。

指導員加配加算 193~77 単位/日

(5) 短期入所

ア. 短期入所を利用する日に他の日中活動系サービスを利用する場合の報酬区分の新設

福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）（18歳以上の者が利用する場合）

障害程度区分6	581 単位/日
障害程度区分5	509 単位/日
障害程度区分4	307 単位/日
障害程度区分3	231 単位/日
障害程度区分2及び1	166 単位/日

イ. 医療型短期入所サービス費（Ⅰ）

医療的なケアを必要とする者に対応する短期入所サービスの提供体制の整備促進を図る観点から、

（ア）医療型短期入所サービス費（Ⅰ）

充実した看護体制（7:1以上）をとる医療機関により提供される短期入所サービスを評価する報酬区分を設ける。

医療型短期入所サービス費（Ⅰ） 2,600 単位/日

（イ）医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）～（Ⅲ）

医療機関により提供される宿泊を伴わない短期入所サービスの提供について、報酬上の評価を行う。

医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）～（Ⅲ）

（宿泊を伴わないメディカルショート） 2,480～1,300 単位/日

ウ. 短期利用加算

サービス利用に当たってのアセスメント、環境調整等の手間を勘案し、連続30日以内の利用についてこれらの手間を評価する。

短期利用加算 30 単位/日（利用開始から30日以内）

エ. 単独型加算

障害者支援施設等の入所施設以外の事業所（いわゆる単独型事業所）によるサービスについて、基準の明確化を図るとともに、評価を行う。

単独型加算 130 単位/日

オ. 重度障害者支援加算、栄養士配置加算

短期入所のサービスの質の向上を図る観点から、重度障害者に対する手厚い支援及び栄養士の配置による食事の提供について評価を行う。

重度障害者支援加算	50単位/日
栄養士配置加算	22単位・12単位/日

カ. その他

利用者負担上限額管理加算を算定可能とする。

(6) 施設入所支援

ア. 報酬単価の見直しなど

基本報酬について、平均障害程度区分に基づく評価を見直し、利用者個人の障害程度区分に基づく評価とする。また、基本報酬体系の変更に伴い、食事・入浴等の支援も含めた手厚い人員体制を加算で評価するとともに、重度障害者支援加算についても利用者個人の障害程度区分に基づく評価とする。

(ア) 施設入所支援サービス費 (I) ~ (XI) → 施設入所支援サービス費
(定員40人以下の場合)

障害程度区分6	400単位/日
障害程度区分5	328単位/日
障害程度区分4	256単位/日
障害程度区分3	180単位/日
障害程度区分2以下	115単位/日

(イ) 夜勤職員配置体制加算	(定員40人以下で夜勤2人以上)	38単位/日
	(定員60人以下で夜勤3人以上)	30単位/日
	(定員61人以上100人以下で夜勤4人以上)	25単位/日

(ウ) 重度障害者支援加算 (II)

施設入所支援サービス費 の算定区分に応じ	利用者個人の障害程度区分及び 人員配置体制加算等の算定状況に応じ
40~799単位/日 →	10~735単位/日

イ. 重度障害者支援加算 (II)

強度行動障害者の支援について、初期の段階における手厚い支援を評価する。

重度障害者支援加算 (II)	算定開始日から90日間につき、更に700単位/日を加算
----------------	-----------------------------

ウ. 夜間看護体制加算

医療的なケアを要する者への夜間の看護体制について報酬上の評価を行う。

夜間看護体制加算 60単位/日

エ. 入所時特別支援加算

入所前からのアセスメント等の支援を入所後当初において評価を行う。

入所時特別支援加算 30単位/日（入所日から30日間）

オ. 土日等日中支援加算

土日等日中活動サービスを算定しない日における入所施設によるサービス提供について、その重要性にかんがみ、基本報酬に加えて更に加算により評価する。

土日等日中支援加算 90単位/日

カ. 栄養士配置加算など

入所者の栄養改善や食生活の質の向上を更に推進する観点から、施設に配置された管理栄養士又は栄養士による栄養管理の評価対象に定員40人以下の小規模施設を加えるとともに、管理栄養士を中心に行う利用者一人ひとりに応じた個別の栄養管理、経管栄養から経口栄養への移行、誤嚥が認められる者の経口維持、療養食の提供について評価を行う。

栄養士配置加算（Ⅰ） 27単位/日（定員40人以下の場合）

栄養士配置加算（Ⅱ） 15単位/日（同上）

栄養マネジメント加算 10単位/日

経口移行加算 28単位/日

経口維持加算 28単位・5単位/日

療養食加算 23単位/日

キ. その他

旧法入所施設からの移行者に係る報酬の算定期限を撤廃する。

2. 旧法施設

(1) 報酬単価の見直しなど

入所施設における食事・入浴等の手厚い支援及び栄養管理の実施を基本報酬で評

価するとともに、入所施設・通所施設ともに、福祉専門職員の配置等の評価を基本報酬に取り込む。これに伴い、入所施設について栄養管理体制加算を廃止する。

(例) 旧知的障害者更生施設支援費(定員41~60人の入所更生施設の場合)

区分A 778単位/日 → 817単位/日

区分B 692単位/日 → 731単位/日

区分C 531単位/日 → 570単位/日

(2) 各種加算

新体系事業における各種加算の見直し内容及び各旧法施設の事業内容等を踏まえ、新体系事業と同様に、

- ア. 通所施設について、食費負担を原材料費相当にする食事提供体制加算の適用期限を平成24年3月31日とするとともに、欠席時対応加算を設ける。
- イ. 知的障害者入所更生施設における、強度行動障害者の支援について、初期の段階における手厚い支援を評価する。

3. 障害児施設

(1) 障害児通園施設

経営実態調査の結果を踏まえ、障害児通園施設の基本報酬及び幼児加算の見直しを行う。また、難聴幼児通園施設については、定員20人の報酬区分を設ける。

(以下省略)

(2) 障害児入所施設

- ア. 障害児入所施設における食事・入浴等の手厚い支援の実施を基本報酬で評価する。
- イ. 被虐待児への心理的ケアの充実を図る観点から、心理担当職員を配置する知的障害児施設等によるサービスについて評価を行う。